

経 第 6 3 7 号
令和2年11月30日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

感染拡大防止のための集中的な対策の実施について (通知)

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の県内や近隣都県の感染者数が急激に増加しており、本県においても、11月28日には1日当たりの新規感染者数がこれまでで最大の113名となりました。医療機関の負担も大きく、地域医療の提供体制の維持のためにも、感染者数の増加を何としても抑える必要があります。

このような状況を踏まえ、別添報道発表のとおり、本日から12月22日までを「集中的な対策の実施期間」と位置づけ、従来からお願いしていた基本的な感染防止対策の徹底を働きかけるとともに、新たな協力要請を行うこととしました。

つきましては、当該報道発表の内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、内容については、感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

自分の命、大切な人の命を守るとともに、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立のため、一層の御理解・御協力をお願いします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp